貨物自動車運送約款

令和五年六月一日
西濃運輸株式会社

目次

第一章　総則
第二章　運送業務等（第一条・第二条）
第三章　運賃・料金（第三条・第四条）
第四章　引受け（第五条・第六条）
第五章　荷造り（第七条・第八条）
第六章　貨物の受取及び引渡し（第九条・第十条）
第七章　運賃及び料金（第十一条・第十二条）
第八章　責任（第十三条・第十四条）
第九章　責任の原因（第十五条・第十六条）
第十章　責任の限度（第十七条・第十八条）
第十一章　責任の消滅（第十九条・第二十条）
第十二章　責任の期間（第二十一条・第二十二条）
第十三章　附帯業務等（第二十三条・第二十四条）
第十四章　雑則（第二十五条・第二十六条）
附則（第二十七条・第二十八条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条 当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2 **第二条** 当社は、貨物利用運送事業を行います。

3 当社は、貨物の混載を目的とする事業を行います。

4 当社は、貨物利用運送を行います。

（適用範囲）

第三条 当社の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）については、法令又は一般の慣習により定まります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

（定義）

第四条 当社は、貨物の引受、積込、運送、荷卸、保管、荷渡その他の運送業務（以下「運送業務」という。）を行います。

2 当社は、運送業務に関連する事業を行います。

3 当社は、運送業務の一部を他人に委託することがあります。

（定型約款）

第五条 当社は、運送業務に関する約款（以下「約款」という。）を定めます。

2 当社は、約款を定めたときは、あらかじめ当社の営業所（以下「営業所」という。）に掲示します。

3 当社は、約款を変更するときは、あらかじめ当社の営業所に掲示します。

（荷送人の責任）

第六条 荷送人は、運送を受けた貨物の運賃、料金その他の運送に関する費用を当社に支払います。

（荷送人の申告義務）

第七条 荷送人は、貨物の性質、価格その他の運送に必要な事項を当社に申告します。

2 荷送人は、貨物の性質、価格その他の運送に必要な事項を当社に申告しないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（禁止物）

第八条 当社は、法令、公序良俗に反する貨物、他人の権利を侵害する貨物、その他運送することが適当でないと認める貨物の運送を拒絶します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受託拒否）

第九条 当社は、次の場合には、運送を拒絶します。

一 貨物の容積、重量、荷姿、種類、性質、価格、梱包の状態、運賃、料金その他の運送条件が、当社の営業所の設備、運送の能力、運送の慣行その他の事情に照らして、当社が運送することが適当でないと認めるとき。

二 貨物が、法令に違反するものであるとき。

三 貨物が、公序良俗に反するものであるとき。

四 貨物が、他人の権利を侵害するものであるとき。

五 貨物が、火薬、ガス、毒物、劇物、放射性物質その他の危険物であるとき。

六 貨物が、動物、植物、腐敗しやすいものであるとき。

七 貨物が、生物であるとき。

八 貨物が、天災その他やむを得ない事由があるとき。

2 当社は、運送を引き受けた後に前項第一号から第六号に該当することが明らかになったときは、運送を拒絶することができます。

3 前項の規定による拒絶に際しての費用は、荷送人の負担とします。

（受託の拒絶）

第十条 当社は、荷送人が、次の事項を記載した送り状を、二部以上交付しなければなりません。ただし、個人を事業としていないものに対する運送その他の運送業務（以下「運送業務」という。）を行う場合において、第十条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでありません。

一 運送業務の種類

二 貨物の品名、種類、性質、容積、重量又は数量

三 荷造りの種類

四 運送の区間

五 荷送人の氏名又は名称及び住所

六 荷受人の氏名又は名称及び住所

七 運賃、料金その他の運送に関する費用

八 前号に掲げるもののほか、運送業務の遂行に必要な事項

2 当社は、運送を引き受けた後に、荷送人に対し、遅滞なく、次の事項を記載した送り状を、一部交付します。

一 貨物の番号

二 荷受人の氏名又は名称及び住所

三 運賃、料金その他の運送に関する費用の金額

四 運送の区間

五 運送の年月日

六 運送の方法

七 前項第一号から第六号までに掲げる事項

3 荷送人は、前項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当社に対し、第一項の送り状の交付を請求することができます。

（送り状等）

第十一条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、二部以上交付しなければなりません。ただし、個人を事業としていないものに対する運送その他の運送業務（以下「運送業務」という。）を行う場合において、第十条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでありません。

一 運送業務の種類

二 貨物の品名、種類、性質、容積、重量又は数量

三 荷造りの種類

四 運送の区間

五 荷送人の氏名又は名称及び住所

六 荷受人の氏名又は名称及び住所

七 運賃、料金その他の運送に関する費用

八 前号に掲げるもののほか、運送業務の遂行に必要な事項

2 当社は、運送を引き受けた後に、荷送人に対し、遅滞なく、前項の送り状を、二部以上交付します。

3 荷送人は、当社に対し、第一項の送り状の交付を請求することができます。

（運賃及び料金）

第十二条 運賃及び料金は、当社が別に定める運賃及び料金表によります。

2 個人を事業としていない者に対する運賃及び料金は、当社が別に定める運賃及び料金表によります。

3 運賃及び料金の支払方法は、当社が別に定めます。

（運賃、料金等の収受方法）

第十三条 当社は、運賃、料金等を収受するときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2 前項の規定にかかわらず、運賃、料金等の額が確定しないときは、その額が確定したときまでに、運賃、料金等を収受します。

3 荷送人は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を引き渡すときまでに、運賃、料金等を収受することを認めます。

4 当社は、第一項の規定にかかわらず、荷受人から運賃、料金等を収受することがあります。

5 荷送人は、当社から荷受人に対して運賃、料金等を収受することを求めることがあります。

6 荷送人は、当社が荷受人から運賃、料金等を収受することを認めたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

7 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

8 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

9 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

10 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

11 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

12 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

13 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

14 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

15 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

16 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

17 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

18 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

19 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

20 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

21 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

22 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

23 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

24 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

25 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

26 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

27 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

28 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

29 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

30 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

31 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

32 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。

33 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを求められたときは、当社に対し、その運賃、料金等を支払います。

34 荷受人は、当社から運賃、料金等を収受することを認められたときは、荷送人に対し、その運賃、料金等を支払います。